

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成21年9月7日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆ 厚生年金基金令の一部を改正する政令案に関する意見募集について ◆

平成21年9月7日付で、厚生年金基金令の一部を改正する政令案（概要）が公表され、この案に対して、厚生労働省が広く国民の意見（パブリックコメント）の提出を受け付けることとなりました。

（厚生労働省のホームページ『パブリックコメント』をご参照ください。）

意見等の提出は平成21年10月7日までとなっております。

[趣旨]

平成21年2月23日付で公表された「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見直し（平成21年財政検証結果）」において、将来の運用利回りの前提が見直されたことに伴い、厚生年金基金等に関する予定利率の定めを変更するものです。

[改正の概要]

以下の計算に使用する予定利率を年3.2%から年4.1%に変更する。

- (1) 法第85条の2に規定する企業年金連合会解散時の責任準備金に相当する額
- (2) 法附則第30条第2項に規定する過去期間代行給付現価（次葉参照）

[施行期日]

平成22年4月1日

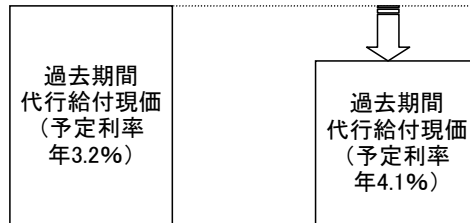


参考

● 過去期間代行給付現価とは

各基金の加入員及び加入員であった者について当該事業年度の末日までの加入員であった期間に係る代行部分の給付現価

⇒ 今回の変更案では、この給付現価を計算する基礎となる
予定利率を年 3.2%から年 4.1%に変更するものです。



なお、最低責任準備金が過去期間代行給付現価を下回った場合、以下の財源手当てが行われます。(国から「給付現価負担金」が交付されます。)また、最低責任準備金が過去期間代行給付現価の 1.5 倍を上回った場合には、免除保険料率を調整することとなっております。

- 最低責任準備金が過去期間代行給付現価の 1 / 2 を下回った場合
この下回った部分の 1 / 5 を各年度に財源手当てする
- 最低責任準備金が過去期間代行給付現価の 1 / 4 を下回った場合
1 / 2 を下回った部分を一括で財源手当てする

⇒ 今回の変更案のとおり、過去期間代行給付現価の算定に用いる予定利率が 4.1% に上げられた場合、給付現価負担金が発生しにくくなることが想定されます

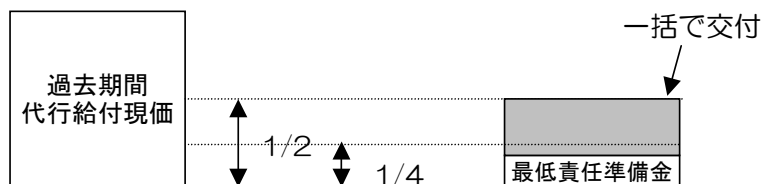
【給付現価負担金のイメージ】

最低責任準備金の水準に応じて下記のいずれかを適用

- ① 最低責任準備金が過去期間代行給付現価の2分の1を下回った場合 (但し、②を除く)



- ② 最低責任準備金が過去期間代行給付現価の4分の1を下回った場合



なお、純資産額が最低責任準備金を下回ったからといって、給付現価負担金が発生するわけではないことに注意